

議案第73号

令和5年度琴浦町下水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和5年度琴浦町下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第5条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道事業 （東伯浄化センター電気・機械設備更新工事）	令和6年度	254,500千円

令和5年9月7日 提出

琴浦町長 福本まり子

令和5年 月 日

琴浦町議会議長 大平高志

債務負担行為に関する調書

事 項	限 度 額	前 年 度 末 ま で の 支 払 義 務 発 生 (見 込) 額		当 該 年 度 以 降 の 支 払 義 務 発 生 予 定 額		左の財源内訳		
		期 間	金 額	期 間	金 額	国庫 補助金	企業債	その他
公共下水道事業 (東伯浄化セン ター電気・機械設 備更新工事)	千円 254,500	-	千円 -	令和6年度	千円 254,500	千円 124,875	千円 129,625	千円 0